

質 疑 回 答 書

(様式8)

平成27年10月9日

野洲市総務部 総務課

TEL 077-587-6038

FAX 077-587-4033

E-Mail soumu@city.yasu.lg.jp

業務名:野洲市役所等電力調達

番号	質 疑 事 項	回 答
1	請求書・計算書・検針票・領収書をPDFデータによりWEBで確認・保存する、もしくは、指定のメールアドレスに添付して送信することは可能でしょうか。弊社は、電子請求(請求書および領収書)の実施に関し、電子署名法に則った対応をしているため、法的にも、公的な書類として活用いただけるものとなっております。	紙媒体の請求書等を提出してください。
2	支払い方法は口座自動引き落としと振込のどちらになるか教えてください。また、振込の場合、振込手数料の負担は貴市と供給者のどちらになるか、教えてください。	支払い方法は、契約者の指定する金融機関の口座に振り込みます。また、振込手数料は、当市で負担します。
3	一般電気事業者(地元電力会社)が値上げをした場合、単価見直し等の協議は可能でしょうか。	本契約締結後、地域の一般電気事業者が値上げを行った場合、別途協議することができます。
4	一般電気事業者(地元電力会社)の託送供給約款、電気供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響を及ぼす事項につき、変更協議は可能でしょうか。	別途協議することができます。
5	入札書と入札書積算内訳書に割印は必要でしょうか。	不要です。
6	落札後、速やかに、一般電気事業者(地元電力会社)に対し、接続供給契約の申請手続きを実施いたします。 その際に、お客さま、もしくは、一般電気事業者(地元電力会社)の都合(例:電力需給に必要な自動検針の工事が間に合わない等)により、お客さまが指定される供給開始日に間に合わない事態が発生した場合につきましては、供給開始日の調整は可能でしょうか。	接続供給に必要な期間は、一般電気事業者に対し、7週間(事務手続期間2週間、工期5週間)で確認していますので、供給開始日に間に合わないという事態は想定しておりません。不慮の事態が発生した場合は、別途協議することができます。